（別紙）

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令案に対する
御意見及びそれに対する考え方について

御意見の概要	御意見に対する考慮結果・理由
改正後欄の６行目「その他」は「その他の」のほうがよい。「電子的方式」、「磁気的方式」は「人の知覚によっては認識することができない方式」の中に含まれる概念であるから。	御意見ありがとうございます。 他の多数の省令において、情報通信の技術を利用する方法を定める際に、同様の規定ぶりとしておりますので、原案を維持させていただきます。